

## 5 手続きの流れ

1ページに示す小田地区地区まちづくり構想の対象区域で、2ページの地区まちづくり基準に定める建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更を行おうとする場合は、建築確認申請の30日前までに、地区まちづくり組織である小田地区まちづくり協議会と協議をお願いいたします。建築等を計画する際は、計画位置に該当する各町内会へご連絡ください。



| 地区まちづくり基準の協議窓口（連絡先）イメージ |               |                                |          |
|-------------------------|---------------|--------------------------------|----------|
| 名称                      | 町内会館所在地       | 窓口                             | 連絡先      |
| 小田 1 丁目町内会              | 小田 1 丁目14- 4  | ※（担当者名記載予定）                    | 〇〇〇-〇〇〇〇 |
| 小田中央町内会                 | 小田 4 丁目 6 -12 | ※（担当者名記載予定）                    | 〇〇〇-〇〇〇〇 |
| 小田 3 丁目町内会              | 小田 3 丁目 9 -20 | ※（担当者名記載予定）                    | 〇〇〇-〇〇〇〇 |
| 小田 4 丁目町内会              | 小田 4 丁目15-15  | ※川崎市所管部署（電話：〇〇〇-〇〇〇〇）にお問合せください |          |
| 小田五六町内会                 | 小田 5 丁目24- 8  |                                |          |
| 浅田 1 ・ 2 町内会            | 浅田 2 丁目10- 9  |                                |          |
| 浅田 3 ・ 4 町内会            | 浅田 3 丁目17     | ※（担当者名記載予定）                    | 〇〇〇-〇〇〇〇 |
| 小田栄町内会                  | 小田栄 1 丁目12-2  | ※川崎市所管部署（電話：〇〇〇-〇〇〇〇）にお問合せください |          |
| 京町 3 丁目町内会              | 京町 3 丁目14-1   | ※（担当者名記載予定）                    | 〇〇〇-〇〇〇〇 |

※町内会の意向により表記を選択します。

小田地区まちづくり協議会及び小田地区地区まちづくり構想(地区まちづくり基準の協議以外)のお問合せについては、代表者あて文書にてお願いします。

代表者：〇〇 〇〇

送付先：〇〇〇〇〇〇〇（町内会館内）

# 小田地区 地区まちづくり構想 (最終案)

## 1 小田地区まちづくり協議会と構想の対象区域

小田地区まちづくり協議会は、川崎市の不燃化重点対策地区内の町内会と、小田地区町内会連合会の町内会をあわせた範囲で活動を行っています。

この協議会は、地域の人々のつながりを大切にしながら、災害に備えて安全で良好な住環境を実現し、小田地区全体で安心して未来永く暮らせるまちづくりを行っている組織で、川崎市地区まちづくり育成条例に基づく組織認定を受け、地区まちづくり構想を策定し、運用しています。



図：小田地区地区まちづくり構想の対象区域

「地区まちづくり構想」とは、川崎市地区まちづくり育成条例に基づくもので、地区のまちづくりを行うための具体的なルールを地区まちづくり構想として取りまとめ、これを市に申請し市の認定を受けることが出来る制度です。地区で守るルールを制度的に位置づけることで、ルールが公表され、ルールを地区住民等が遵守することで地区まちづくりが推進されるものです。小田地区では令和 年 月 日に川崎市に地区まちづくり構想の認定申請を行い、令和 年 月 日に認定されました。構想の有効期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日までとなっています。

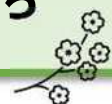
## 2 地区まちづくり目標

# 「未来につなげる つよいまち」

燃えにくく安全に避難が  
できるまち



緑あふれる住み良いまち



あいさつと祭りであつなぐ  
歴史と絆



未来に向けて末永く  
暮らせるまち



## 3 地区まちづくり基準

安全で良好な住環境を実現するため、次のように「地区まちづくり基準」を定めています。建築物の新築等を行う場合は、協議をお願いいたします。

■対象となる建築物 専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物（共同住宅、寄宿舍及び長屋）

※いわゆる「ワンルーム」形式の住宅です

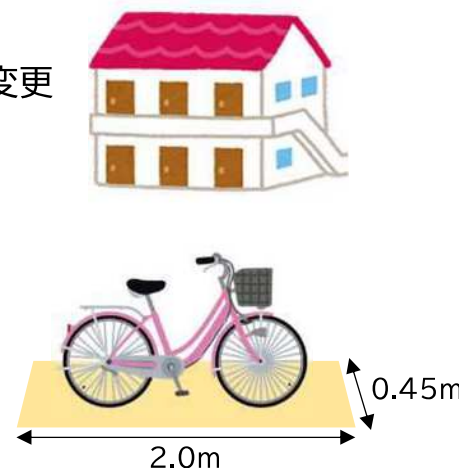
■対象行為 対象となる建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更

■協議の時期 建築確認申請の30日前まで

■基準を定める項目と基準の内容

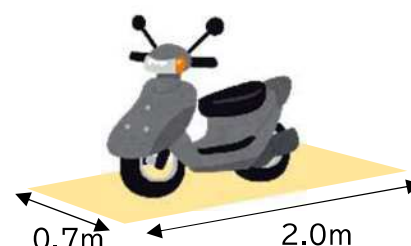
### 自転車置場

ワンルーム形式の住戸の数の2分の1以上の台数の自転車置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。自転車1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。ただし、効率的に駐車できる装置を用いることができる場合にあっては、この限りではありません。



### バイク置場

ワンルーム形式の住戸の数の10分の1以上の台数のバイク置場を設け、適切な駐車について住民への周知や管理に努めてください。バイク1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。



### ごみ置場

原則、ごみ置場を確保し、ごみ出しのルールやマナーについて住民への周知や適切な管理に努めてください。敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置場を管理する町内会等と十分な協議をしてください。町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会してください。



### 緑化

敷地内の空地は、できる限り植栽をしてください。花壇等のすぐに移動ができない仕様が望ましいです。



## 4 地区まちづくり活動計画

安全で良好な住環境を実現するため、次のような地区まちづくり活動を行っていきます。

### (1)小田地区の地区まちづくりに関する広報活動等

#### ■広報活動のイメージ



協議会だよりの回覧や掲示



ウェブサイト等での発信

### (2)防災に関する啓発活動等

#### ■防災に関する啓発活動等のイメージ



防災講座



まち歩き点検や避難のためのマップづくり



子ども向け防災イベント



炊き出し体験や災害クッキング体験



安否確認訓練



消火器や簡易トイレ等の共同購入